## 基本目標1 「安全・安心・支えあい」の暮らしやすいまち

総計掲載頁 78

分野別政策2 みんなで共に支えあう福祉の充実と仕組みづくり

施策 No

# 社会保障制度の適正な運営

10年後 の 社会保障制度に対する理解が浸透し、すべての市民が健康で安定した生活ができるよう、適正な制度の運営が行われています。

めざす姿

住みよさ指標		当初	単位	実績値の推移						目標値	評価
				H28		H29	H30	H31	H32	(H37)	計画
1	「社会保障制度」に	7.7	%	目標値	8.8	8.2			8.9	10.2	\.
'	関する市民満足度	1.1	/0	実績値	5.6					10.2	Ä
2	国民健康保険料の	93.7	%	目標値	94.0	94.0			94.0	94.0	0
	収納率	93.1	/0	実績値	94.8						
3	ジェネリック医薬品 の普及率	49.1	%	目標値	60.0	70.0			80.0	80.0	0
				実績値	64.3						
4	生活保護の稼働世 帯の割合	17.8	%	目標値	18.0	18.0			19.0	20.0	0
				実績値	20.1						

#### 総合評価

### 住みよさ指標の状況



国民健康保険料の収納率指標は、きめ細かい納付相談や滞納処理によって、目標値を達成できた。

ジェネリック医薬品の普及率指標は、政府による広告(TVCM)や市からの通知により、ジェネリック医薬品への転換が浸透してきた結果、目標値は達成できた。

就労支援を積極的に行ってきたことにより、生活保護の稼働世帯の割合が2.3%増加した。

### 施策を構成する事業の状況

国民健康保険事業勘定特別会計の基となっている国民健康保険は、国民健康保険法の規定に基づき、本市内に住所を有する者のうち被用者保険のほか各医療保険の適用者を除く者を被保険者とし、療養給付のほか各種施策を実施することにより、被保険者に対する社会保障及び健康増進に寄与することを目的とする。具体的には、被保険者の疾病及び負傷など保険事故に対する療養給付等と特定健康診査の実施。また、被保険者の健康増進に資するため、特定保健指導など各種保健事業を実施している。

生活保護の稼働世帯の割合については、非稼働の生活保護受給者を積極的に就労支援員に誘導を行うととも に、就労支援員が当該受給者の就労支援を積極的に行ってきたことにより増加した。

## これまでの 取組み

国民健康保険は、昭和36年に確立された国民皆保険体制を堅持する最後の砦として、市民の健康増進と地域医療の確保のために市町村単位で運営してきた。具体的には、被保険者の疾病及び負傷など保険事故に対する療養給付等と特定健康診査の実施。また、被保険者の健康増進に資するため、特定保健指導など各種保健事業を実施してきた。

平成23年度より就労支援員を1名(嘱託職員)採用し就労支援を開始したことにより一定の効果があったことから、平成24年度より就労支援員を2名体制にした。また、生活困窮者自立支援法の施行に伴い、平成28年度より大阪府広域での就労準備支援を開始してきた。

## 課題 (めざす姿との 差)

平成30年度から都道府県と市町村による共同運営が実施され、国保の広域化が行われるが、 今後も急速な高齢化等による医療費の更なる増加は必至であり国保の運営は困難な状況が続く と想定されるため、制度を持続可能なものとしていくことが必要である。そのための本市の保健事 業の取り組みとして、医療費の適正化を推進する方策を講じて給付費を抑制しなければならない が、思うような結果につながっていない状況である。

就労支援策の充実により、一定の就労開始者を確保することができたが、就職後間もなく退職する者や、就労支援を行っても積極的な就職活動を行わない者もいるため、これらの者への支援が求められる。

# 今後の方向性

国民健康保険事業勘定特別会計の基となっている国民健康保険は、加入構造上、高齢者や低所得者が多く、また、医療費水準が高いことなど、他の医療保険に比べ財政基盤が脆弱であるなど構造的な課題について問題視されてきた。そこで、都道府県が財政運営を担うことで財政基盤の安定化を図り、構造的な課題に対応することを目的として、平成27年5月に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法の一部を改正する法律」が成立し、平成30年4月から都道府県と市町村による共同運営が実施される予定である。

本人の仕事に対する意識付けや前向きな姿勢を身に付けさせることができるよう、就職活動前に就労体験や就労訓練等を行うなどの支援の充実を図る。